

# 広島市双方向サービス基盤構築業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

広島市双方向サービス基盤構築業務

### (2) 業務内容

「広島市双方向サービス基盤構築業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

### (4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）

7,700,000円

### (5) 事業担当課

企画総務局行政経営部情報政策課（広島市役所北庁舎4階）

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2024（直通）

FAX：082-504-2637

E-mail：info-sys@city.hiroshima.lg.jp

## 2 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和8年・9年・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

ただし、これに該当しない場合は、営業実態が確認できること。この場合、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（コピー可）、直前の決算期以前の2年分の貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市に納税義務がない場合は、誓約書（様式2）の該当項目を誓約すること。

(4) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 自治体向けアプリに精通し、令和6、7年度の過去2年度以内に、地方公共団体において、本案件と同規模のアプリの構築又は運用の業務を元請けとして受託し又はこれに順ずる立場でアプリ構築又は運用を直接的に担い、これら全てを誠実に履行（※）した実績が3件以上あること。なお、履行実績調書（様式3）を提出すること。

ただし、参加しようとする者が当該実績を満たさない場合であっても、参加しようとする者と資本関係又は人的関係（役員兼務などの実質的経営関与）を有する関連事業者が当該実績を有するときは、当該関連事業者が本案件の履行において技術的支援又は人的支援により直接関与する場合に限り、当該実績を認めることとする。この場合、関係性（資本・人的関係）及び実施体制を確認できる資料を追加提出すること。

※ 履行の対象となる契約は次のいずれかの契約

① 令和6、7年度の過去2年度の期間に次の条件を全て満たす履行期間が12か月以上の契約

- I 契約を締結した状態にあること（契約締結日は属していなくてもよい。）。
  - II 履行期間が12か月以上属していること（契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。）。
- ② ①を除き、令和6、7年度の過去2年度の期間に次の条件を全て満たす契約
- I 契約締結日が属していること。
  - II 契約期間又は履行期間が全て属していること。

### 3 プロポーザル参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

#### (1) 申込期間

公示日から令和8年6月11日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

#### (2) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

#### (3) 提出方法

参加資格確認申請書（様式1）、誓約書（様式2）、履行実績調書（様式3）及びその他必要な書類を、メール又は本市が指定するファイル交換システムにより提出すること。なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果を通知する。

### 4 質問の受付と回答

#### (1) 提出期限

令和8年6月11日（木） 午後5時15分

#### (2) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

#### (3) 提出方法

質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

#### (4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページに掲載する。

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 企画提案書

「双方向サービス基盤構築業務における提案事項・受託候補者特定基準」に示す提案を求める事項に沿って漏れなく記載すること。

##### ① 表紙

「広島市双方向サービス基盤構築業務企画提案書」と記載するとともに、正本には提案者名を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社標など、提案者を特定可能な情報を記載しないこと。やむを得ず提案者を特定可能な情報を記載する場合、該当箇所を黒塗りすること。

##### ② 目次

目次には、「双方向サービス基盤構築業務における提案事項・受託候補者特定基準」に示す提

案を求める事項が、企画提案書の何ページに記載されているのか、一覧で把握できる「提案項目対応表」を挿入すること。また、提案項目が漏れなく記載されているか、チェック表としても活用すること。

### ③ 体裁

20ページ以内とすること。ただし表紙・目次・システム操作画面などの参考資料はページ数に含めない。

## (2) 業務見積書（任意様式）

次の見積書について正本及び副本提出すること。正本には提案者名を記載し、副本には提出者を特定可能な情報は記載しないこと。

- ① 令和8年度の本業務（仕様書のほか企画提案書に記載した内容を含む）に係る費用内訳を記載した見積書
- ② 本業務でリリースしたアプリの運用を継続する前提で、令和9年度以降の運用保守費用やその他ランニングコスト（機能拡張を行わず、本アプリを稼働する上で最低限必要な費用）の見積書
- ③ 仕様書や案を求める事項IVで提案した内容に基づき実施する普及・定着サポートを継続する前提で、令和9年度以降に実施する場合のコストの見積書
- ④ 令和9年度以降に個人認証機能の実装や当該機能により取得した個人情報の管理を実施する上で必要な費用（個人認証により実現させたい提供サービスの実装費用は含まず、個人認証機能を実装させることによる費用）の見積書

## (3) 詳細要件対応表（様式5）

仕様書別紙「詳細要件」への対応方針について、詳細要件対応表に入力の上で提出すること。

## (4) 提出期限

令和8年6月23日（火） 午後5時15分

## (5) 提出場所

前期1(5)の事業担当課

## (6) 提出方法

企画提案書及び業務見積書の正本・副本、詳細要件対応表（様式5）について、それぞれ1部を電子メール又は本市が指定するファイル交換システムにより提出すること。

## 6 受託候補者の特定

### (1) 企画提案書等の提出者が5者以内

#### ① 評価基準

「双方向サービス基盤構築業務における提案事項・受託候補者特定基準」に示す評価基準  
ただし、詳細要件対応表（様式5）において、必須項目を「対応予定なし」と入力している者は審査対象外として評価は行わず、失格とする。

#### ② 審査方法

広島市双方向サービス基盤構築業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書に係る説明（プレゼン）も加味した上で評価基準に基づき審査を行い、最も高い点数を得た者を受託候補者として特定する。

ただし、得点が本市の求める最低水準（6割）に達していない場合、その者は失格とし、受託候補者となることはできない。

最も高い点数を得た者が2者以上いる場合には、審査委員会の審議により受託候補者を特定する。

### (2) 企画提案書等の提出者が6者以上

上記6(1)①の評価基準に基づき、審査委員会において書面審査を行い、上位5者（点数が本市の求める最低水準以上の者に限る。）についてプレゼンを実施する。

当該プレゼン実施者について、プレゼンを加味した審査を行い、最も高い点数を得た者を受託候補者として特定する。最も高い点数を得た者が2者以上いる場合は6(1)に同じ。

### (3) 企画提案書に係る説明（プレゼン）の実施

企画提案書に係るプレゼンを実施し、企画提案書上では不明瞭な個所を確認するなどのため、質疑応答を行う。

#### ① 日時

令和8年7月上旬（7月6日を想定）を想定しているが、6者以上の企画提案書等の提出があった場合は後ろ倒しとなることも考慮し、提案者ごとに個別に通知する。

#### ② 場所

提案者ごとに個別に通知することとし、Web会議での実施を求める場合もある。

#### ③ 実施方法

プレゼン時間は15分以内、質疑応答は10分以内を予定する。

提出した企画提案書に沿ってプレゼンを行い、追加の資料配付は認めない。

プレゼン場所又はWeb会議への入室は3名以内とする。

## 7 審査結果

### (1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に通知する。

### (2) 審査結果の公表

審査結果の通知後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

## 8 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者の提案書の内容は契約書の一部とし、必要に応じて仕様書について調整し、調整が整った段階で当該仕様書及び提案書の内容に基づき見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

① 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

② 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 受託候補者と調整が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、受託候補者としての特定期間を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

## 9 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提案者が参加資格確認申請書又は企画提案書について虚偽の記載をした場合若しくはその他不正な行為をした場合には、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

- (3) 参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成並びに提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (6) プロポーザルに参加しようとする者は、受託候補者特定の公表までの間において、審査委員会の委員に対して直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。